

月例実践講座

# 自己信託の基礎

2024年6月26日

株式会社継志舎  
石脇俊司

# 新シリーズの内容

## 実務で活用する信託

『**資産管理・運用と承継対策に活用する信託**』 2024年5月～2024年10月 6回

認知症対策にも使えるが、それに限らない信託の利用法を知り、  
信託活用の幅を広げることを目指します

**自己信託** 2024年5月～2024年8月 4回

5月：自己信託の基礎

終了

トラコムよりアーカイブでご覧ください

6月：自己信託のニーズ（財産管理・承継の課題を解決する自己信託を考える）

7月：自己信託を活用するための法律理解

専門家講師を予定

8月：自己信託を活用するための税務理解

専門家講師を予定

自己信託を知り、自己信託の活用を検討していくことで、信託の活用にはバリエーションが広がる

財産の  
管理・処分  
運用  
贈与  
相続

今までになかった方法が！

# 前回のふりかえり ①

## 信託の要件

1. 財産が存在すること      **信託財産**（受託者に帰属する財産）
2. 信託財産について達成したい目的が定められていること      **信託目的**
3. 特定の者が、目的達成のために信託財産を管理・処分および必要な行為をすること  
**受託者が、目的達成のために、信託財産を管理・処分および必要な行為**をする

### (定義) 第二条

この法律において「信託」とは、**次条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的**（専らその者の利益を図る目的を除く。同条において同じ。）**に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきもの**とすることをいう。

## 信託の方法

信託に関する公正証書作成件数  
2023年 4,434件

### 1. 信託契約を締結する方法

#### 信託契約による信託

信託契約	4,179件
遺言信託	150件
自己信託	105件

### 2. 遺言する方法

#### 遺言による信託

### 3. 自己の有する一定の財産の管理又は処分及びその他の 当該目的の達成のために必要な行為を自らすべき旨の意思表示

#### 自己信託

## 自己信託

委託者が、「この財産を信託財産として、委託者の固有の財産とは別扱いする」と意思表示

別扱いするのは、  
信託財産について「達成したい目的がある」から



自身の固有財産と分けて  
信託財産として自身で管理・処分

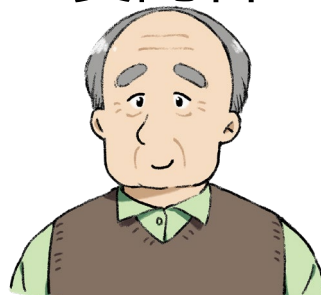
**信託財産にする！** 信託宣言ともいわれている

## 自己信託の存続の問題 ①

委託者



受託者



受益者



受託者と受益者が同じならば、受託者が**自身の利益を**図ることにならないか？

委託者の固有財産



信託財産の所有者は変わらず



信託財産

**(定義) 第二条**

この法律において「信託」とは、次条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的（**専らその者の利益を図る目的を除く**。同条において同じ。）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう。

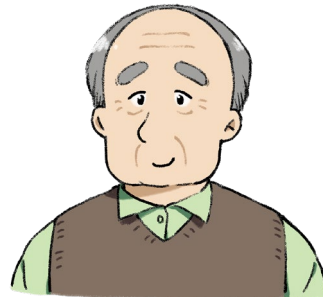


## 自己信託の存続の問題 ②

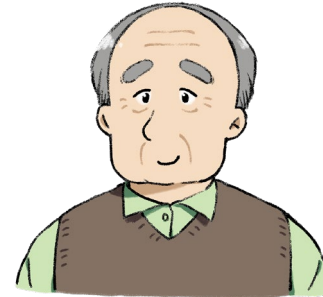
委託者



受託者



受益者



委託者の固有財産



信託財産の所有者は変わらず



信託財産

受益権

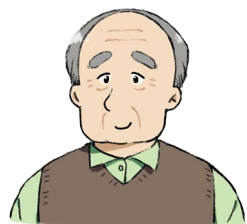


一部または全部 譲渡  
(有償・無償)

1年経過する前に、  
**すべての受益権を有する状況でなくなれば、  
信託は終了しない**

## 自己信託の課税

受託者



受益者



ケース1

自己信託をしたときに、受託者以外の者が受益者

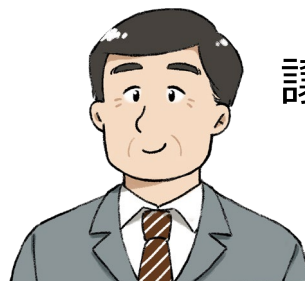
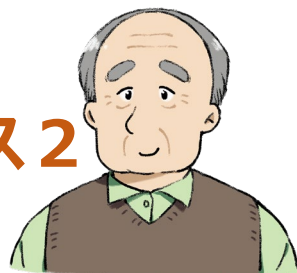
相当の対価の負担なし

→ **受益者に贈与税が課税**

信託財産の価額が高いと、贈与税の納税に課題



ケース2



譲渡したときに、他の者が受益者となる  
(当初の受益者と新たな受益者と2名が受益者の場合も)

相当の対価の負担なし

→ **受益者に贈与税が課税**

信託財産

受益権



譲渡

一部または全部

(有償・無償)

- ① 納税負担可能な額の受益権を継続的に譲渡
- ② 信託財産の価額を下げた後、受益権をまとめて譲渡

受益者が、**信託財産に属する資産、負債を有しているとみなして、所得税が課税**

# 自己信託のニーズ

# 自己信託する目的は？

固有の財産から、  
特定の財産だけを「切り出して【信託財産にして】」  
その財産を管理・処分する

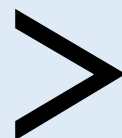
どのようなニーズがあるのか？

## 受託者が、財産を管理・処分

認知症対策  
などの信託

受託者

財産を管理・処分する能力



委託者・受益者

財産を管理・処分する能力

自己信託

委託者・受託者

財産を管理・処分する能力



受益者

財産を管理・処分する能力

# 財産ごとに考えてみる自己信託のニーズ

財産の種類	金銭	自社株	不動産
受益者は誰？			

金銭の管理だけなら、管理・処分能力に差があるか？

自社株の管理を任せて、自社株の利益を得たいのはどのようなケースか？

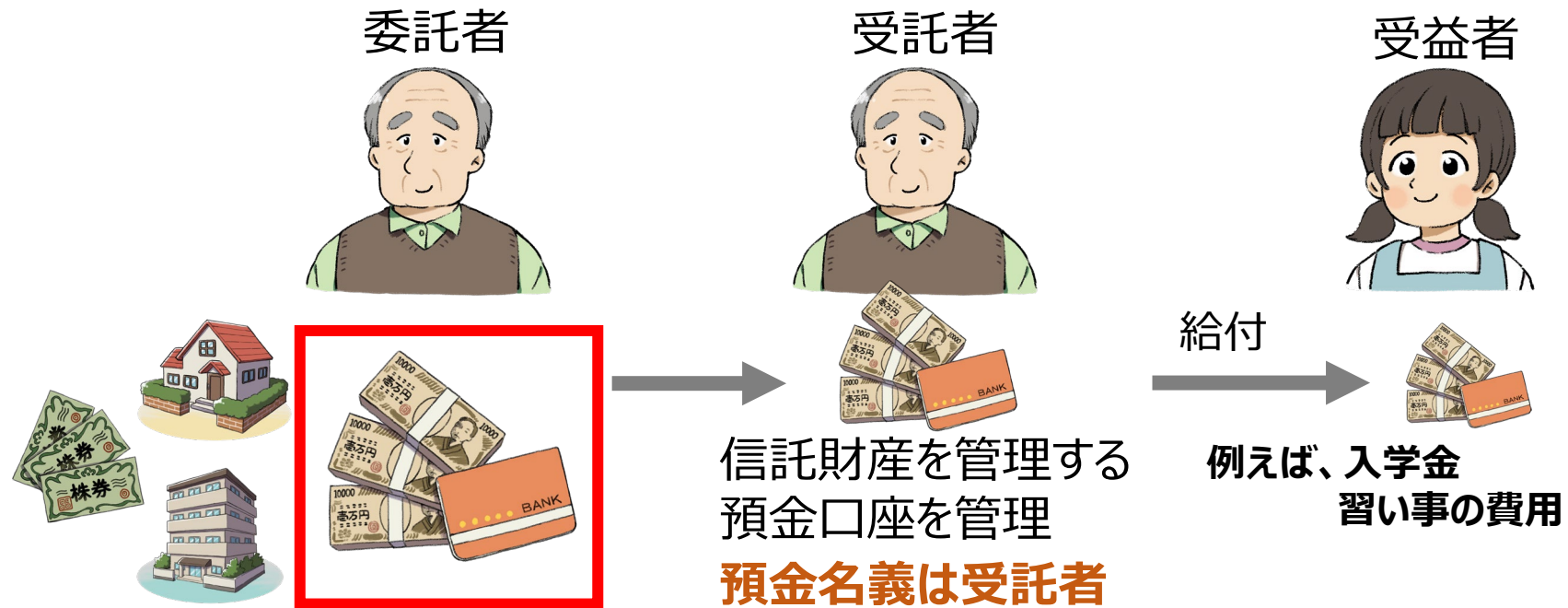
不動産の収入を移転（委託者から受益者に）することもメリットはあるのか？

# 信託財産が金銭の場合の自己信託のニーズ

## ニーズ

### 名義預金を回避する

配偶者、子、孫に金銭を贈与することで、相続財産を減らしたい。  
しかし、贈与される側の状況により、贈与者の思いが伝わらないこともあるので、預金名義は変えるが、預金の管理は引き続き自分で行う **【名義預金になる】**



### 注意点

信託時、受益者は贈与税課税  
信託財産より給付を受けたときは  
課税はなし（利子には課税）

### ポイント

受託者の相続時、受託者が管理  
していた受託者名義の預金は  
相続財産にはならない

**受益者を複数にもできる**

# 信託財産が金銭の自己信託の懸念点など

- **信託設定時に、信託財産額に対して受益者に贈与税が課税**  
⇒⇒一時に、多額の金銭を信託することができない（贈与税が多額になる）
- **追加で金銭を信託するときの手続き**  
⇒⇒自己信託という特性上、都度、自己信託設定公正証書作成の必要があるのでは？  
⇒⇒実務の件数が少なく事例を踏襲することはできないが、公正証書の作成ではなく、追加する信託財産額などを明確にする書面を残しておくことでよいという意見がある
- **信託財産を管理する口座の提供が受けられるか？**  
⇒⇒事例がすくないため要確認

## バリエーション

口座提供が受けられるのならば、金融商品（証券）も可能

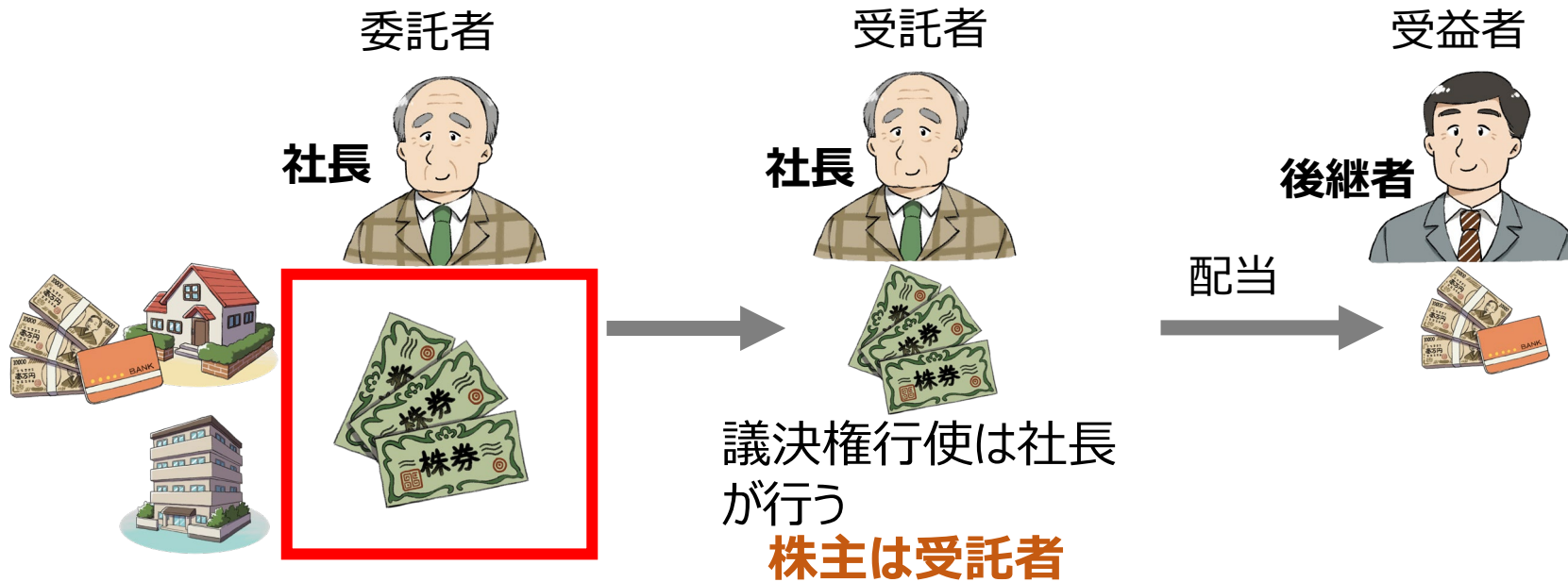


# 信託財産が自社株の場合の自己信託のニーズ

## ニーズ

今後、上昇が予想される自社株を早く贈与

経常的に利益がでるようになったので、自社株は今後高くなることが予想される。社長は、まだしばらくの間、現役で経営を続けるつもり。後継者は決定しており、株価が上昇する前に自社株を後継者に渡したいのだが、後継者に株を譲渡したら社長は議決権を失ってしまう。自社株の承継について税対策を進めたいのだがよい方法はないだろうか？【**自社株を譲渡したら社長は議決権を失う**】



## 注意点

信託時、受益者は贈与税課税配当が生じたときには、受益者が配当を得たものとして課税される

## ポイント

信託終了の際、信託の残余財産は受益者に帰属するとすれば、後継者は信託終了時の課税はない

受益者を複数にもできる

# 信託財産が自社株の自己信託の懸念点など

## □ 信託設定時に、受益者を後継者とする、受益者に贈与税が課税される

⇒⇒信託開始時に受益者を後継者とする、信託した自社株の価額で多額の贈与税が課税されることに

⇒⇒自己信託と並行して、一時的に株価を下げることを計画する。一時的に下げて、相続時精算課税制度を利用する

## □ 受益権の継続的な贈与

⇒⇒一時に後継者に受益権を贈与するのではなく、時間をかけて定期的に受益権の持分を贈与する

⇒⇒株価が高いと時間をかけて贈与する分、株価が上昇する影響を受けて、後継者に贈与できる受益権割合は多くはならない

## □ 信託期間中、委託者と受益者の合意による信託終了（信託法164条）

⇒⇒受益者（認知症対策の信託では受益者が委託者でもある）のみで信託を終了させることはできない

⇒⇒委託者の合意が必要なため、後継者が早期に信託を終了させて、議決権を早く手に入れたいという意向に歯止めをかけることができる

# 受益者が相続時精算課税の制度を利用

相続時精算課税の制度を利用

自己信託の受益者

株価上昇

信託後  
上昇した  
株価

課税対象  
にならない

下げる



自社株  
株価

自社株  
株価

信託時の株価に  
贈与税が課税される

贈与者【社長】  
の相続

信託時の  
株価

相続時に  
相続財産として  
課税対策

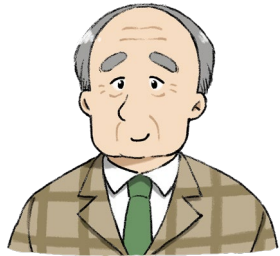
2500万円の特別控除  
20%の税率

納税した贈与税  
は控除される

信託

# 受益権（の持分）を贈与

委託者



受託者



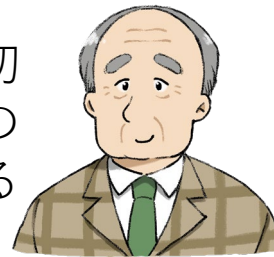
社長が株主のまま



信託財産

信託の設定当初  
社長はすべての  
受益権を有する

受益者



受益権

受益権の割合  
○分の○

受益者



受益権

受益権の割合  
○分の○

持分の一部を譲渡

年数の経過とともに  
受益権の割合は増える

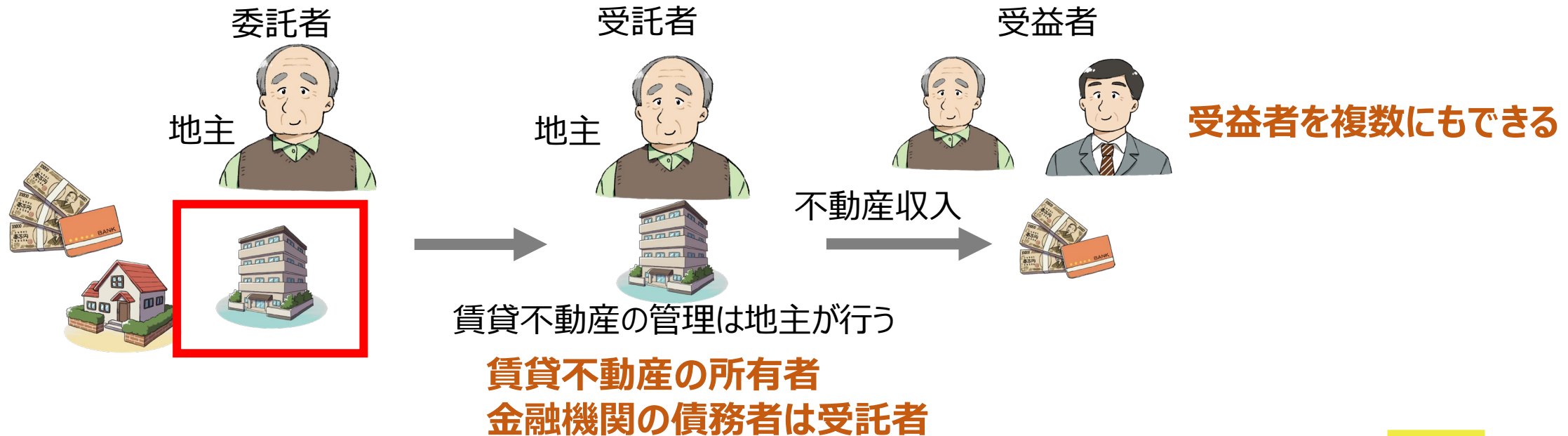
# 信託財産が不動産の場合の自己信託のニーズ

## ニーズ

不動産の持分を  
家族に分けていき  
たい

不動産についても暦年で贈与し相続税対策を行いたい。  
不動産の小口化商品というのがあるが、家族信託でも同様のことができないだろうか？ 賃貸不動産の管理能力は、子どもよりも地主の方ががあるので、当面は地主が賃貸不動産を管理しながら、受益権を子供たちに贈与していきたい。

**【自社株を譲渡したら社長は議決権を失う】**

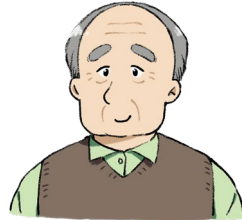


# 信託財産が不動産の場合の自己信託のニーズ

委託者



受託者



相続税対策として  
建築したマンション

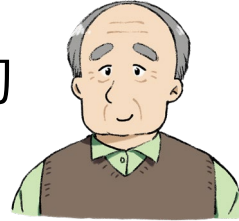


信託財産

土地 建物	借入 課税対象
----------	------------

信託の設定当初  
地主はすべての  
受益権を有する

受益者



受益権



受益者

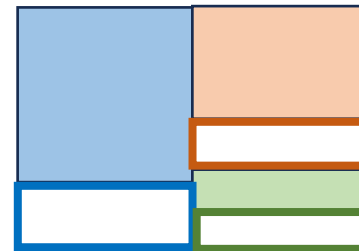


受益権

持分の一部を譲渡

受益権の割合

○分の○



受益権の割合

○分の○



年数の経過とともに  
受益権の割合は増える

# 信託財産が不動産の自己信託の懸念点など

## □ 不動産の現物を贈与すること、受益権を贈与することの違いは？

⇒⇒登録免許税が異なる。現物の贈与は、不動産取得税と登録免許税が課税  
信託受益権の贈与は、信託目録の変更

## □ 受託者の管理

⇒⇒受益者が複数になること、信託財産の収入、支出、借入の返済など、信託財産の  
計算をして受益権の持分割合で受益者に確実に帰属させることができるか？

## □ 受益者が複数になることで信託期間中の課税上の問題が生じないか？

⇒⇒（子供の）受益者の持分が増えるごとに、子ども受益者は贈与税課税。  
持分に応じて信託財産の資産、負債を有するとして、受益者は所得税課税。  
地主が亡くなるり、終了時に子ども受益者が残余の信託財産の帰属者となったとき  
相続税の課税は？

今日取り上げた、金銭、自社株、不動産の自己信託は、所有者のニーズから仕組みを検討しています。

このニーズを満たす信託は、法律面、税務面で課題がないか？  
また、本当にメリットがあるのか？

次回から2回あたり、法律面、税務面について検証していきたいと思います



7月23日（火） 18時～19時

Zoomによるオンラインセミナー

## 自己信託を活用するための法律理解

講師：菊永将浩 氏（弁護士） 弁護士法人菊永総合法律事務所

自己信託の法務におけるポイントを石脇が、  
菊永弁護士に質問しながら、そのポイントを解説いただきます

- 本資料は、作成日現在の法律・税制等に基づくものです。
- 本資料にシミュレーションが含まれる場合、前提として記載している想定条件に基づくシミュレーションであり、実際の状況とは異なる場合がありますので、予めご了承ください。
- 本資料は、情報を提供するために作成したものであり、その確実性・完全性に関して保証するものではありません。実際の個別具体的な税務に関する相談、法律に関する相談については、本資料を取得された方ご自身の責任で弁護士、会計士、税理士などの各専門家にご相談いただくようお願い申し上げます。
- 本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での当社の判断であり、今後、予告なしに変更されることがあります。当社は本書のアップデートを行うことをお約束いたしません。
- 本資料に記載された商品・サービス等については、その実行・提供をお約束するものではありません。
- 本資料は当社の財産であり、要求があったときは当社に返還され、本資料を取得した方が作成した写しは破棄されるものとします。本資料を取得された方及び当社のいずれも上記に反する表明や誓約に依拠することはできません。

本資料作成日：令和6年6月26日